

財団法人 東京ローンテニスクラブ寄付行為

第1章 名 称

第1条 この法人は財団法人 東京ローンテニスクラブ（以下「クラブ」という）と称する。

第2章 事 務 所

第2条 このクラブは事務所を東京都港区南麻布5丁目6-41に置く。

第3章 目 的

第3条 このクラブは内外人の間にテニスの施設を提供し、その相互の親善とスポーツ精神を増進し、これによってスポーツの発展と国際親善に資することをもって目的とする。

第4章 事 業

第4条 このクラブは前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) テニスコート及び付属施設等を整備管理し、その他必要に応じ諸般の施設をし運営すること
- (2) 国際的スポーツとしてのテニス普及奨励を図ること
- (3) 内外知名テニス選手の招待競技会の開催ならびに海外派遣選手の養成及び援助に関すること
- (4) 会員相互の理解親睦を図る諸般の行事を催すこと
- (5) その他このクラブの目的達成に必要なこと

第5章 資産及び経費

第5条 このクラブの資産は、下記の各号からなる。

- (1) このクラブの所有に属する別紙財産目録の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 維持会費、助成金及び寄付金品
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) その他の収入

第6条 このクラブの財産は基本財産及び運用財産の二種とする。

運用財産は基本財産以外の財産とする。

基本財産は下記の各号からなる

- (1) 第5条第1号に掲げる財産目録中基本財産の部に記載する基本金及び土地
- (2) 基本財産として指定寄付された動産、不動産
- (3) 理事会の議決を経て繰り入れた財産

第7条 前条の基本財産は将来増加することはできるが、これを処分することはできない。但しやむを得ない事情のあるときは、理事会の3分の2以上の同意を得、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第8条 このクラブの資産は、財務担当理事が管理し、基本財産は、下記の方法によって管理

しなければならない。

- (1) 金銭信託、郵便官署又は確実な銀行の定期預金とすること
- (2) 国債証券又は確実な有価証券を購入し確実な方法で登録保管すること
- (3) 不動産は保存登記すること

- 第9条 このクラブの経費は、このクラブの基本財産の果実及び運用財産をもって支弁する。
- 第10条 このクラブの収支予算は、毎会計年度開始1ヶ月前に編成し、理事会の議決を経なければならない。理事会の議決した収支予算は、年次会員総会に提出しなければならない。
- 第11条 このクラブの決算は毎会計年度終了後、直ちに作成し、事業報告書、財産目録及び財産増減事由書と共に、監事の監査を経て、理事会の議決を得、次の年次会員総会に報告しなければならない。
- 第12条 このクラブの毎年度末の決算において剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、これを翌年度に繰越すものとする。但し理事会の議決を経て、その一部、又は全部を基本財産に繰入れることができる。
- 第13条 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。
- 第14条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第15条 財産目録、収支予算、決算書その他会計に関する書類は10年以上保存しなければならない。

第6章 維持会員及び維持会費

- 第16条 理事会の推薦する者を名誉会員として置く外、このクラブの目的に賛成し、その事業を援助するものを維持会員とする。
- 維持会員（以下「会員」という）を分けて、次の三種とする。
- (1) 終身会員 普通会員の約15ヶ年分の維持会費と入会金に相当する金額を一時に納入したもの
 - (2) 普通会員 入会金を払い、且つ一定額の年維持会費を四期に前納する者
 - (3) 家族会員 終身会員又は普通会員の配偶者又は子であって、理事会の定める資格条件をもつ者は、入会金を納めなくて、家族会員になることができる。家族会員は家族会員会費を四期に前納しなければならない。家族会員は会員総会の議決に加わることはできない。
- 各種の会員の納入すべき会費は理事会で定める。

- 第17条 理事会は、その議決によって名誉会員を推薦することができる。
名誉会員は入会金、会費を納めなくてよい。
このクラブの会員になろうとする者は、会費等の遅滞なく1年以上このクラブの会員である者2名の紹介を要し、かつ、クラブ所定の申込書に署名して、理事会に提出し、その許否の決定をうけることを要する。
入会を許諾された者は、定められた日までに所定の入会金及び会費を納入しなければならない。
- 第18条 このクラブの会員は、下記の事由によってその資格を失う。
(1) 退会
(2) この法人の解散
(3) 死亡
(4) 除名
- 第19条 会員で会費を納入しないときは、理事会は、その会員に対し1ヵ月以内に会費を納入しない場合には除名する旨を催告し、もし上記の期間内に納入がないときは除名することができる。
前項により除名された会員は理事会に訴えることができる。この場合においては、理事会出席者の3分の2以上が同意すれば、上記会員の滞納中の会費を納入させて、除名処分を取消することができる。
- 第20条 会員は、このクラブの寄付行為もしくは規則に違背し、又は会員たる品位を失墜する行為があったときは、理事会の議決をもって除名し、もしくは会員たるの資格を停止し、その他適当と認める処置をなすことができる。
- 第21条 会員が、6ヵ月以上海外に滞在し、その旨を文書で理事会に届け出たときは、これを不在会員として日本に帰るまで会費を免除される。
- 第22条 会員のうちで、東京都、横浜市およびその近県に在住しない者、又は、在住しなくなった者はその旨を文書で理事会に通告したときは、会費を普通会员の半額に減じてもらうことができる。
6ヵ月以上にわたって身体故障のため、クラブの施設を利用することのできない場合、文書をもってその旨を理事会に届け出れば、出席理事の3分の2以上の同意を得て、回復まで会費を免除される。

第7章 役員

- 第23条 このクラブに以下の役員を置く。
- | | |
|--------|------------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 理事長 | 1名 |
| 理事 | 10名以上15名以内（理事長および財務担当理事をふくむ） |
| 財務担当理事 | 2名以内 |
| 監事 | 2名 |

- 第24条 役員はすべて無給とする。但し職務のために要した実費の支給を受けることができる。
- 第25条 会長、副会長、理事及び監事は、会員総会において、それぞれ別個の投票で選挙する。
理事長は、理事のうちから会長が任命する。
財務担当理事は、理事のうちから、理事会に於て指名する。
会長、副会長は支障なき限り留任とする。理事及び監事の任期は2年とし、その半数を交互に選挙するものとする。
- 第26条 理事及び監事に欠員を生じた場合は、理事会は、その補欠者を選任することができる。但し、その任期は前任者の残存期間とする。
- 第27条 役員は、任期満了後といえども後任者の就任するまで、その職務を行うものとする。
- 第28条 監事は、民法第59条の職務を行う。
監事は理事会に参加することができる。但し表決には加わらない。
- 第29条 会長は、このクラブを代表し、副会長は、会長事故あるときはその職務を代行する。
会長、副会長共に事故あるときは、理事長がその職務を代行する。
理事会は理事長事故あるとき、その職務を代行する理事を指名するものとする。

第8章 理 事 会

- 第30条 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。但し理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、理事長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。
会議招集は、少くとも1週間前に目的、議題、日時及び開催の場所を明記した招集状をもって通知する。
- 第31条 理事会の議長は理事長になる。理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。議事は、出席者過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第32条 理事会に出席することのできないもので、あらかじめ通知のあった事項について文書又は他の出席者に委任して表決権を行使したものは出席者とみなす。
- 第33条 理事会は次の如きこのクラブの運営に関するすべての事項を決するものとする。
(1) 資産管理に関する事項
(2) 収入支出予算の決定及び収入支出決算の承認
(3) 月次計算諸表の承認
(4) 会員の入会及び退会の決定
(5) その他、会長又は理事会において必要と認めた事項
- 第34条 理事会は議事録を作成し、下記の事項を記載し、次の理事会に於いて承認を受けた上、クラブ記録として保存するものとする。
(1) 開会の日時場所及び付議事項
(2) 出席した役員総数及びその姓名
(3) 議事の経過の要領及び結果ならびに表決数

第9章 会員総会

- 第35条 会員総会は、理事会が決定した時期に、少くとも毎年1回開く。但し理事会が必要ありと認めるときは随時招集することができる。
会員総会の議長は理事長となる。
- 第36条 会員総会の定足数は、会員総数の5分の1以上とし、その議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第37条 会員総会に出席することのできないもので、あらかじめ通知のあった事項について文書又は他の出席者に委任して表決権を行使したものは出席者とみなす。
- 第38条 会員総会に附議する事項は、会長、副会長、理事及び監事の選任ならびに理事会が必要と認められた事項とする。
理事長は、理事会で議決した収支決算並びに収支予算等重要事項を会員総会に報告するものとする。

第10章 寄付行為の変更並びに解散

- 第39条 この寄付行為は、理事会に於いて出席者の3分の2以上の議決を得、且つ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。
- 第40条 このクラブは、理事会で4分の3以上の議決及び会員総会において出席者の4分の3以上の同意を経、会長の同意を経、且つ文部大臣の許可を受けなければ解散することができない。
- 第41条 このクラブの解散に伴う残余財産は、理事会の議決を経、且つ文部大臣の許可を受けて、このクラブの目的と類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第11章 細 則

- 第42条 この寄付行為に関する細則は、理事会の議決を経て別に定める。

以上

制定（財団設立）	昭和17年5月19日
改訂	昭和27年7月9日
改訂	昭和31年11月14日
改訂	昭和39年9月17日